第4次吹田市地域福祉計画 (案)

吹田市

目 次

第	:	章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • •	٠
	ı			
:	2	2 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 3
		() 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(2)計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	3	3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 4
	4			
		(1)計画の位置づけ(役割)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 5
		(2)既存計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(3)計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(4)地域福祉の「圏域」の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(5) 策定体制 ······		
!	5	5 計画の推進と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(1)計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(2)市と社会福祉協議会の連携による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(3)計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	П
笙	2 -	? 章 地域福祉計画の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		12
	 	N		
	2			
	_	· エース (I)公民協働による地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(2) 総合的支援のネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		(3) 地域福祉活動推進の基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
•		3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		†画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
2		基本目標 I 公民協働による地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		施策の方向 お互いの顔の見える関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		地域住民間の交流促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		2 地域活動・ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
).	施策の方向 2 福祉活動の担い手づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		1 人権・福祉に対する意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・2 地域福祉を担う人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
-				
Ž		基本目標2 総合的支援のネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
).	施策の方向 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		2 成年後見制度の利用促進 ~ 吹田市成年後見制度利用促進計画~・・		
		在 成年後兄嗣及の利用促進		
		包括的な相談支援体制の構築 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		2 地域の安心・安全を支える体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1		と		
-	£`'			_ '

施第	後の方向Ⅰ 地域福祉活動に関する支援······	27
1	地域で活動する諸団体への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2	社会福祉協議会等の活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
施第	後の方向2 交流の場、活動拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1	みんなの居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	地域福祉活動の拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
施第	きの方向3 暮らしと健康を支える福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1	福祉や子供・子育てに関する制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
2	健康づくりの推進と地域医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3	青少年の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	誰もが暮らしやすい生活環境の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5	就労と働きやすい環境づくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など

| 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、 安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関 などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

【表Ⅰ】主な地域福祉活動及び取組概要

主な地域福祉活動	取組概要
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようにお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。 活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市 民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清 掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われ ています。
地区福祉委員会活動	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと(市内 33)に 地区福祉委員会があります。地域での声かけ・見守り活動、ふれあ い昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・ 助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。
民生委員・児童委員活動	自らも地域住民の一員として、日頃から地域での声かけ・見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。 地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で 支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力 雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保 護に関する取組を行っています。
認知症サポーターの活動	認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を 地域で温かく見守るため、声かけや見守りといった簡単な日常生 活の手助けなどを行っています。認知症サポーターになるために は「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。
各種ボランティア活動	本市では多数の団体が多種多様な活動を行っています。誰でも自分のできる範囲内でボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターや市立市民公益活動センター(ラコルタ)で、ボランティア活動に関する情報提供や活動を円滑に行うためのサポートを行っています。

本市では、自治会活動や地区福祉委員会活動など、自分たちの暮らすまちをより良くするために様々な地域福祉活動が行われています(表 $I \gg II$)。また、困りごとをひとりで抱え込まず、関係機関が連携して解決に向けて取り組むための相談機関が数多く設置されています(表 $I \gg II$)。

地域福祉の推進においては、地域における生活課題や現状を明らかにしたうえで、地域 を構成する住民、行政、地域団体、関係機関、福祉事業所など、あらゆる主体が連携・協働 し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する 必要があります。

【表2】主な相談機関及び取組概要

主な相談機関	取組概要			
吹田市社会福祉協議会	「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に位置付けられている民間の自主組織です。地域の方々や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成され、「誰もが安心して暮らせるまち」を目指して、行政や様々な団体などと連携しながら活動しています。また、地域に密着した生活・福祉の相談員として 13 名のコミュニティソーシャルワーカー (CSW) が配置され、地域と行政のつなぎ役として活動しています。			
生活困窮者自立支援センター	生活保護に至る前の段階で様々な事情で生活や仕事などに困っている方(生活困窮者)に対して、関係機関と連携しながら、就労や安定した住居の確保等に必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。			
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護・健康・生活、 在宅療養、認知症、権利擁護に関する相談業務等を実施するととも に、暮らしやすい地域づくりに向けて、関係機関とのネットワーク づくりに取り組んでいます。			
障がい者相談支援セン ター	障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。			
地域子育て支援センター	公立保育園と市の委託を受けた認定こども園・私立保育所やのび のび子育てプラザが、これまで蓄積されてきた子供のあそび・生 活・健康に関する経験やノウハウを生かして、地域の保護者や子供 たちの支援を行っています。			

※別冊資料参考資料に、相談支援機関一覧を掲載しています。

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、国全体における少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりは希薄になってきています。また、情報通信技術等の進歩とともに生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子供の増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、国においては、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

(2) 計画の趣旨

本市では、2016年3月に「第3次吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すために策定するものです。

3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。2016年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、2018年4月1日に施行されました。また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、2021年4月1日に施行されました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしていくとともに、国による法改正の動向も注視しながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ(役割)

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する5つの事項を一体的に 定める「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであり、住民参加のもとに策定され るものです。

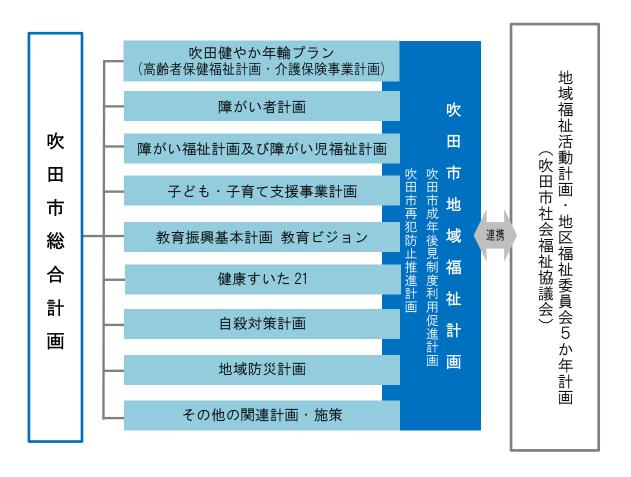
また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016年5月施行)に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度利用促進計画)」及び再犯の防止等の推進に関する法律(2016年12月施行)に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 既存計画との関係

本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者(児)、児童、子育て、青少年の健全育成、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

また、本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、2022年度から2026年度までの5年間です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

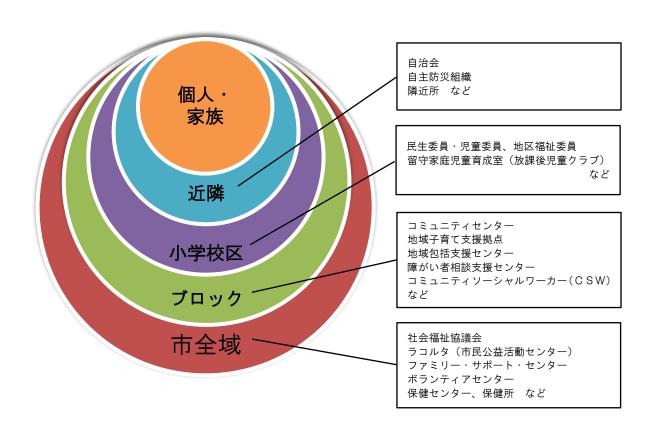
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		第3次	計画				第	4 次計画	ij	

(4) 地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域(エリア)を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉 サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



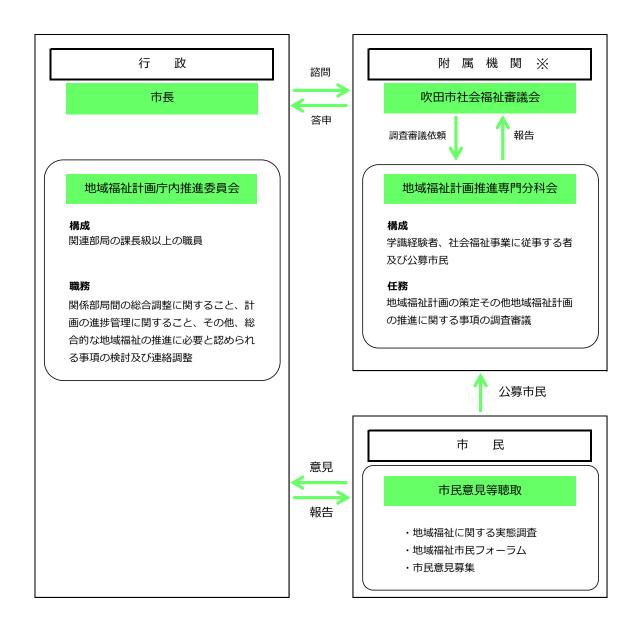
※別冊資料の2ページには、本市の地域の特性を示す一例として、「地域の特性(ブロック別)」を示しています。

(5) 策定体制

「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定に係る諮問を行い、吹田市社会福祉審議会に設置した「地域福祉計画推進専門分科会」において調査審議を行いました。

庁内においては、関連部局の課長級以上の職員で構成される「吹田市地域福祉計画庁内 推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

庁内での検討及び吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会*において、吹田 市民の福祉に関する実態調査の分析や計画素案の具体的な内容などについて審議が進められ、とりまとめられた計画案について答申を受けました。



※中核市移行に伴い、地域福祉計画推進委員会は社会福祉審議会の専門分科会に移行しました。 2020年3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

2020年4月から 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

5 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題や取組は、福祉・保健・医療・住まい・就労・教育・人権・防災など の多岐にわたります。

このため、地域福祉推進の主役である地域住民をはじめ、地域団体、事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPOなどの地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら、計画を推進していきます。また、行政としては、部局間の連携や情報共有を促進するなど、いわゆる縦割りに捉われない横断的かつ柔軟な視点のもと、計画を推進していきます。

(2) 市と社会福祉協議会の連携による推進

本市の地域福祉の推進において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である吹田市社会福祉協議会との連携・協働は欠かせません。地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、本計画と吹田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の互いの理念や課題を共有するとともに、さらなる連携強化により、計画を推進していきます。

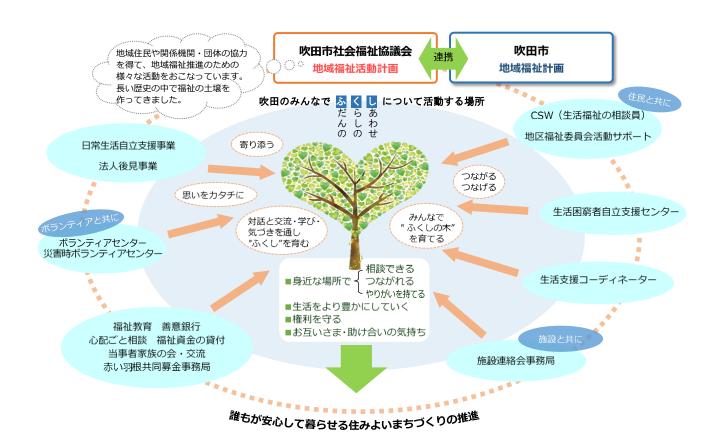
■社会福祉協議会について■

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体(社会福祉法人)です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、 市内 33 地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、 地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や、100を超える民間福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動をしている施設連絡会事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくために、その役割は今後ますます重要 となります。



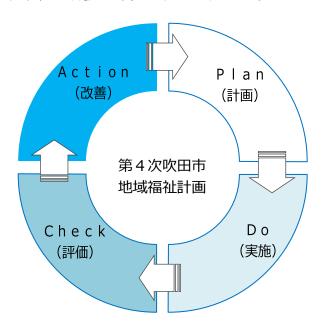
~地域共生社会をめざして~

(3) 計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、主に「社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会」において、Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Action(改善)のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



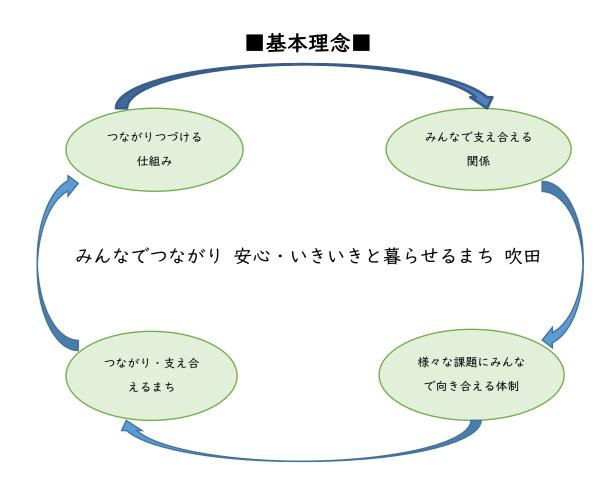
第2章 地域福祉計画の基本方向

I 計画の基本理念

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化や頻発する大規模災害の発生などにより、 家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域における課題は複雑化・ 複合化しています。

このような課題の解決に取り組んでいくためには、地域住民をはじめ、地域で活動する 多様な団体、福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関及び行政が課題を「我が事」と して共有し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

本計画では、"いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり"の基本理念のもとに第3次計画までにわたって推進してきた取組を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを推進します。



2 基本目標

基本理念を地域福祉推進にあたっての根本的な考え方に置き、国が示す「地域共生社会」の実現をめざし、市民アンケートや地域福祉市民フォーラム等を通して見えてきた課題を踏まえ、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、今後5か年において重点的に推進する施策を位置づけ、地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

(1) 公民協働による地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- ◆少子高齢化や核家族化の進行などにより、本市においても地域での人と人のつながり は希薄になってきています。
- ◆市民アンケートの結果のうち、地域生活の中で地域住民の交流について気になっていることでは、最も多かった回答は「特にない」の36.4%ですが、「住民相互の連携や助け合いが乏しいこと」は20.9%であり2番目に高い割合となっています。一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」「地域の問題を自分のこととして考えること」が上位を占めています。
- ◆市民フォーラムでは、高齢化の進行などにより若い世代が減り、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることや、地域で孤立している人への支援などが課題に挙げられました。また、自治会や子供会に加入する人が少なくなっていること、若い世代にも地域福祉に関心を持ってもらいたいことなどについての意見もありました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

価値観の多様化、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における人と人のつながりが希薄化している中、子育ての不安、介護の悩み、孤立や虐待などの問題が起こっています。このような状況の中、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかずに深刻な状況に陥るケースの増加など、行政の力だけでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうした課題の解決には、地域住民一人ひとりが、地域における様々な課題を我が事として受け止め、行政をはじめ関係機関との協働のもとに、地域全体で支える力を改めて構築していく必要があります。

【必要な取組】

- ◆日頃から、住民同士のあいさつや声かけをはじめとした近所付き合いや顔の見える関係づくりを進めます。
- ◆地域福祉活動を行う団体などと行政が連携しながら、市民の地域福祉に関する意識の 醸成や担い手の育成・確保に向けた支援を行うなど、地域での助け合い・支え合い活動を促進します。

(2)総合的支援のネットワークの構築

【現状と課題】

- ◆本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会からの孤立、8050 問題などの複雑化・複合化した地域生活の課題が顕在化しています。また、2018 年の大阪府北部地震や台風 21 号の発生などから、地域での防災に関する取組の重要性が再認識されています。
- ◆市民アンケートでは、80%以上の人が暮らしや福祉のことで相談できる相手がいると回答している一方、その相手は家族や友人・知人が多くを占めており、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者や各種相談窓口は低い割合となっています。地域生活の中で福祉について気になっていることでは、高齢者に関することのほか、孤独死、児童虐待、障がい者(児)のいる世帯のこと、ひきこもりに関することや子育ての不安を抱えている世帯のことなど、様々な問題について回答がありました。また、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、住民の主体的な取組として「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」、行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」に最も多くの回答がありました。
- ◆市民フォーラムでは、地域の課題として支える側も高齢者となっていること、地域における助け合い・支え合い活動の推進と個人情報保護との関係、団体間の連携の促進、差別に関することなどの課題、また、行政に対しては、必要な情報や相談窓口を分かりやすく伝えること、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度の向上などについて、意見がありました。

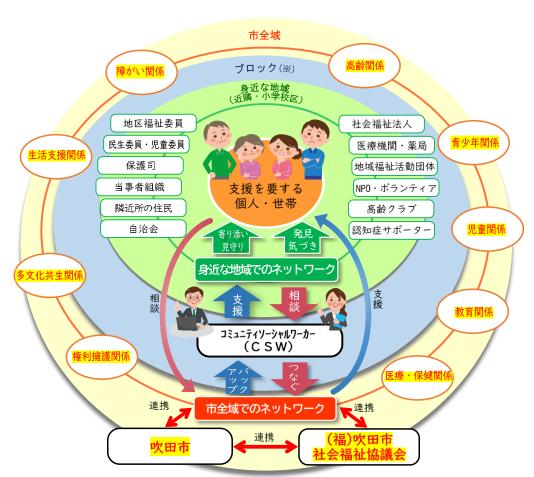
【目標達成に向けた取組の考え方】

地域生活の課題の解決には地域住民同士の助け合い・支え合いが欠かせませんが、医療的なケアなど専門的な支援を必要とするもの、社会的差別の解消や虐待、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護の取組といった特段の配慮が求められるものなど、地域の力だけでは解決できない課題もあります。また、近年の相次ぐ地震や台風などの災害は、各地で大きな被害をもたらしています。高齢者を狙った特殊詐欺による被害なども課題となる中、安心・安全なまちづくりを進めなければなりません。

このような課題を含め、複雑化・多様化する地域生活の課題に対して包括的な支援が行えるよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、地域と専門職とのつながりや相談・支援機関同士が連携・協働し、それぞれの役割の中で課題を抱えた人を掘り起こし、適切な支援に結びつけられるような連携ネットワークをつくる必要があります。

【必要な取組】

- ◆地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー (CSW) はもとより、民生委員・児童委員などの身近な相談支援者や地域包括支援センターなどの既存の様々な相談・支援機関を有機的に連携させるなど、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- ◆地域においても適切な支援につなげられるよう、支援に必要な情報提供や各種相談支援窓口の周知などを充実させます。
- ◆地域における防災力・減災力の向上に向けた自治会、自主防災組織と福祉施設の連携 や、防犯力の向上に向けた防犯協議会と警察の連携など、地域の多様な組織とのさら なる連携により、地域全体で支え合える安心・安全のネットワークづくりを進めます。



総合的支援のネットワーク イメージ図

※ブロック:一定の生活圏域などを考慮して、市域を6つに分けた区域 (詳細は「別冊資料」2ページ参照)

(3) 地域福祉活動推進の基盤整備

【現状と課題】

- ◆複雑化・複合化する地域生活の課題に対応するため、地域で活動する団体などの活動 が活性化されるよう、行政としてヒト・モノ・お金・情報の面からの支援が重要です。
- ◆市民アンケートでは、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組のうち、 行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」「行政 の施策を分かりやすく住民に知らせること」「支援が必要な方が地域で安心して暮らす ための福祉サービスの充実」「暮らしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること」 「災害発生時における高齢者や障がい者等への支援を充実させること」が上位5つを 占めています。
- ◆市民フォーラムでは、自治会や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の担い手が不足しており継続的な活動に不安を感じていること、世代を超えて交流できる場が必要という意見もありました。また、障がいのある人を受け入れる施設や働く場がもっと必要であること、交通不便地域に暮らす人が免許証を返納することの課題などが挙げられました。行政に対しては、福祉サービスの充実、必要な情報や窓口を分かりやすく伝えることなどについて、意見がありました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

地域住民による主体的な地域福祉活動をより推進・発展させるため、また、支援を必要とする人に福祉サービスを適切に提供していくためには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。加えて、雇用・就労支援、保健・医療、福祉など、総合的な生活保障のための制度の充実に向けては、国や大阪府と連携することが不可欠です。

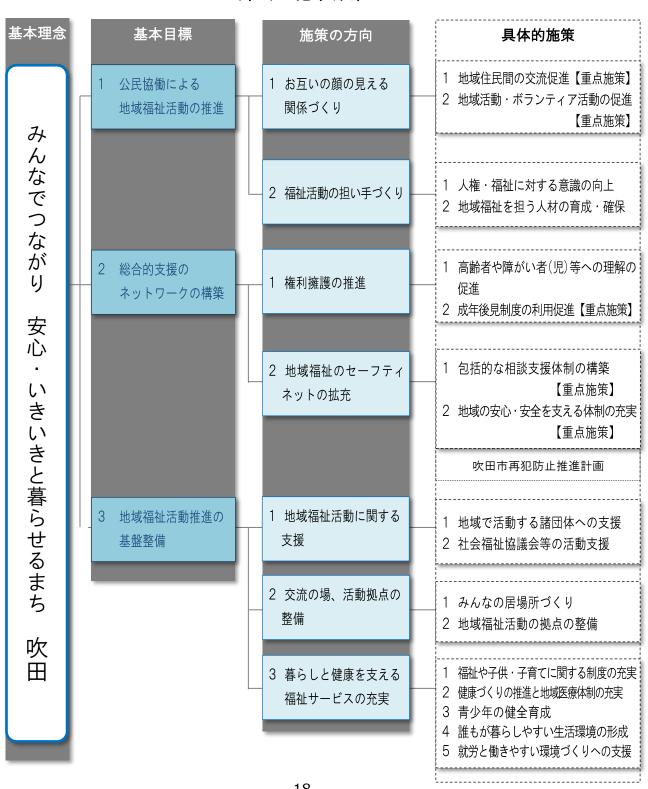
【必要な取組】

- ◆地域で活動する諸団体について、担い手や交流・活動の場の確保、補助金交付などによる財政支援や情報提供の充実を図るなど、地域福祉活動推進のための基盤整備を進めます。
- ◆支援を必要とされる人に適切に福祉サービスが提供されるよう、各種の相談窓口や制度について分かりやすく周知することや、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実を図ります。

第3章 施策の展開

「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」の基本理念のもと、3つの基 本目標を達成するための方向性を「施策の方向」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉 の取組を「具体的施策」として示します。また、具体的施策のうち、国による地域共生社会の 実現や本市における課題の整理を踏まえ、今後、重点的に推進していくべき施策を「重点施 策」として示します。

計画の施策体系



公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向Ⅰ

お互いの顔の見える関係づくり

地域住民間の交流促進

重点施策

取組の方向性

隣近所など身近な人とのつながりは、地域での顔の見える関係づくりに大切であり、地域福祉を進めるうえでの基礎となります。日頃の挨拶や声かけ、地域での行事を通じた交流など、特別なことではなく普段の暮らしの中で身近な人とつながることでも、顔の見える関係をつくることができます。また、一人ひとりがつながっていくことで、暮らしに役立つ情報を交換することや困ったときに助け合えるなど、より暮らしやすい地域づくりにもつながります。

市民アンケートの結果でも、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組として「住民相互の日常的な対話、交流、支えあい」が最も多い回答となっています。一方で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、本市においても、地域での人と人のつながりは希薄になってきており、地域住民同士の交流促進に向けた取組を進めることが重要となっています。

このため、自治会活動、ふれあい昼食会、子育でサロンや地区市民体育祭等の地域住民間の交流活動を行う各種団体との連携を深め、活動や行事に係る市民への周知・啓発などの情報発信に努めます。また、障がいのある人や子育で中の人でも参加しやすい配慮や仕組みを整えるなど、地域の誰もが参加しやすい活動・行事となるような環境づくりに努めます。さらに、これら地域団体と福祉施設などの多様な主体の交流機会の確保について検討を進めるなど、地域住民間の交流促進に向けた取組を推進します。

関連する主な事業

- ●コミュニティ活動支援事業
- ●市民公益活動事業
- ●地域福祉活動推進事業
- ●介護予防事業
- 高齢者生きがい活動センター管理事業
- ●生涯スポーツ促進事業

取組の方向性

関連する主な事業

自治会などの地域活動や様々なボランティア活動は、義務や強制ではなく、自らの意思で参加し、取り組んでいけるものです。また、活動を通じて、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、自分自身や周囲に良い影響を与えることができる力を持っています。

しかしながら、市民アンケートの結果では、6割以上の人が「地域活動に参加していない」と回答しています。また、活動に参加しやすくなるために「活動に関する情報を積極的に発信すること」、「気軽に相談できる窓口の設置」や「活動できる拠点や場所を整備すること」などが求められています。

このため、地域活動やボランティア活動に関する情報を幅広い層の市民に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会のさらなる充実を図ります。また、こうした活動に取り組む団体などに対して、引き続き、活動費に対する補助金の交付やコミュニティビジネスに関する情報提供を行います。

さらに、社会福祉協議会や市民公益活動センターなどと連携し、活動団体の立ち上げや地域活動への参加に関する情報提供・支援を行うとともに、交流の場や機会の提供等を通じて、活動団体、事業者同士の連携を促進するなど、活動の促進に向けた支援を進めます。

- ●コミュニティ活動支援事業
- ●市民公益活動事業
- ●地域福祉活動推進事業
- ●介護予防事業
- ●包括的支援・社会保障充実事業
- ●生涯スポーツ促進事業

■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照)

- 自治会加入率
- 小地域ネットワーク活動の延べ参加者数
- ・ 高齢者生きがい活動センターの利用者数

I 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性

人権や福祉意識の向上を図っていくためには、行政 が主導するばかりでなく、地域や家庭など身近なとこ

誰もがお互いを理解し、尊重しあえるよう、人権や 福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域 に密着した啓発活動を行う等、人権・福祉に対する意 識の向上に向けた取組を進めます。

ろで地道に啓発活動を続けることが最も重要です。

関連する主な事業

- ●地域福祉施策推進事業
- ●生涯学習事業
- ●人権啓発事業

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性

地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

まだ福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動 に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、活動の すばらしさを伝えられるような周知に努めていきま す。

関連する主な事業

- ●包括的支援・社会保障充実事業
- ●図書館主催事業
- ●青少年指導事業
- ■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照)
 - ・ 障がい者サービスボランティア協力者数
 - 青少年指導者講習会の参加者数

総合的支援のネットワークの構築

施策の方向Ⅰ

権利擁護の推進

高齢者や障がい者(児)等への理解の促進

取組の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、 地域住民一人ひとりがお互いの個性を認め、尊重する ことが大切です。医療や介護が必要となっても、障が いがあってもなくても、地域の一員として暮らしてい けるよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取 ●障害者生活支援事業 組を進めます。

関連する主な事業

- ●認知症サポーター養成事業
- ●障害者基幹相談支援センター事業
- ●成年後見制度利用支援事業

取組の方向性

関連する主な事業

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がい などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る援助 者を選ぶことで、その人の生活を法律的に支援するた めの制度です。この制度は、地域共生社会の実現に向 けても重要であり、2016年5月に「成年後見制度の利 用促進に関する法律」が施行されるなど、国全体とし て成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進していくことが求められています。

本市では、ちらしの作成・配布などにより、制度の 普及・啓発に努めていますが、市民アンケートの結果 では、制度を知らないと回答した人は61.6%となって います。また、制度の利用意向がある人の多くは「家 族・親族に援助者になってほしい」と考えており、制 度の利用意向がない人では「制度を使わずとも家族が いる」と考えている人が最も多い状況であり、制度の 利用意向の有無に関わらず家族に支援を求める傾向が 見られます。

しかしながら、少子高齢化の進行とともに、ひとり 暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、 認知症などで判断能力が不十分となった人を家族だけ で支援することは難しくなると推測されます。また、 知的障がいや精神障がいのある人の親亡き後の生活に 不安を抱える人がいる状況があります。

このような状況を踏まえ、本項目を「吹田市成年後 見制度利用促進計画」に位置付け、権利擁護支援の地 域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年 後見制度の利用促進に必要な機能について検討を進め ます。

- 成年後見制度利用支援事業
- ●障害者生活支援事業
- ●地域福祉活動推進事業

■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照)

- ・認知症サポーターの養成数 (累計)
- 障がい者週間記念事業の啓発行事への参加者数
- ・成年後見制度の認知度
- 日常生活自立支援事業利用者数

| 包括的な相談支援体制の構築

重点施策

取組の方向性

本市では、地域住民一人ひとりの助け合い・支え合いや、地域住民主体の声かけ・見守り活動をはじめとした地域福祉活動が活発に行われています。また、様々な相談支援機関と行政の連携により、地域住民の暮らしの課題解決に向けた支援が行われています。

しかしながら、社会情勢の変化などにより、8050 問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化していることから、これまで以上に身近な地域にある様々な相談支援機関で気軽に相談ができ、そこから適切なサービスや専門の支援機関に円滑につなげていけるような包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

このため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者、様々な福祉施設や社会福祉協議会など相談支援機関の役割について、多様な媒体や地域活動の場を活用して分かりやすい広報に努めるとともに、多様な相談支援機関との連携や機能の充実を図り、誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めます。

また、地域と行政のつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、地域ごとの課題の把握・分析や地域活動のコーディネートに関する取組を促進させるなど、地域づくりのプランナーとしての機能強化を図ります。

併せて、庁内における連携体制を強化するとともに、 社会福祉協議会を中心に多様な関係機関が集い、分野 横断的に課題解決に向けた検討を行う会議体を設置 し、分野をまたぐ課題や制度の狭間にある課題に適切 に対応できる体制づくりを進めるなど、多機関の連携・ 協働のもと、地域全体で支え合える力を強化し、様々 な課題に対応しながら適切な支援につながることがで きる包括的な相談支援体制の構築を進めます。

関連する主な事業

- D V 防止対策事業
- ●家庭児童相談事業
- ●地域福祉活動推進事業
- ●生活困窮者自立支援事業
- ●包括的支援事業
- ●障害者基幹相談支援センター事業
- 青少年活動サポートプラザ相談事業

取組の方向性

関連する主な事業

近年、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨など自然災害が頻発、激甚化している中、地域における防災や減災に向けた取組の重要性が再認識されています。また、女性や子供、高齢者を狙った犯罪や巧妙化する特殊詐欺などの被害を未然に防ぐことや、新たな感染症やテロといった危機事象に対する懸念が高まっています。

2018年に発生した大阪府北部地震や台風 21号は本市にも甚大な被害をもたらし、改めて防災・減災の取組や、災害時要援護者の支援に関する課題が浮き彫りとなりました。このような中、本市では防災ブックやハザードマップの作成・配布、自主防災組織の結成や防災訓練の実施に向けた支援、災害時要援護者支援に向けた地域支援組織との協定締結など、様々な災害への備えや対応の強化に向けた取組を進めています。また、防犯カメラの設置、警察や防犯協議会と連携した防犯講座の実施や地域青色防犯パトロールの活動支援など、地域全体の防犯力向上、防犯意識の高揚や見守りの強化に向けた取組を進めています。

様々な危機事象や犯罪に備えるためには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした地域住民などが連携して行う防災活動である「共助」なくしては、災害に対処することは困難となっています。大規模な自然災害の発生をはじめ、想定を上回るような事態にあっても、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めていかなければなりません。

このため、地域との連携をさらに深めながら、災害への事前の備えや助け合いに関する周知・啓発、情報伝達体制の強化に向けた取組を進めます。また、全ての地域において自主防災組織が結成され、災害時要援護者支援に係る協定が締結できるよう、地域住民の災害に対する意識の向上や地域防災リーダーの育成などの取組を進めます。防犯対策については、引き続き、地域での見守り活動を行う団体への支援を行うとともに、警察や防犯協議会などと連携しながら、安心安全の都市(まち)づくりを推進します。

- ●防災対策事業
- ●地域防犯推進事業
- ●地域福祉活動推進事業

■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照)

- ・地域包括支援センターの認知度
- 吹田市社会福祉協議会の認知度
- コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の(延べ) 相談対処回数
- 自主防災組織の結成数 (連合自治会単位・単一自治会単位)
- ・災害時要援護者支援に関する協定締結地区数

~吹田市再犯防止推進計画~

国の刑法犯の認知件数は、2019年には戦後最小となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、48.8%となっています。

犯罪をした人の中には、(出所時に) 住居や就労先がなく生活が成り立たないこと や、福祉的な支援が必要にも関わらず適切な支援を受けられていないことなどから、 再び犯罪に手を染める人が多い状況です。

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

≪取組の方向性≫

- ●社会を明るくする運動を通じて再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ●保護司など更生保護関係者の活動支援の充実を図ります。
- ●住居や就労、保健医療や福祉などの関係機関との連携を促進します。

地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向Ⅰ

地域福祉活動に関する支援

地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性

複雑化・複合化した地域課題に適切に対応するためには、各地域団体の活動の活性化を図るとともに、より一層地域との連携を強化し、様々な取組を進めていく必要があります。

民生委員・児童委員や地区福祉委員、保護司など、 身近な相談支援者の役割や活動内容をわかりやすく周 知するとともに「やりがい」をPRするなど、それぞ れの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努め ます。

また、財政的支援のほか、複雑な課題に対応するための独自研修の実施、団体同士の交流促進など、行政として必要な支援を行います。

関連する主な事業

- ●地域福祉活動推進事業
- ●こどもプラザ事業
- ●シルバーワークプラザ管理事業
- ●高齢者生きがい対策事業
- ●障害者社会参加促進事業
- ●商店街等支援事業

2 社会福祉協議会等の活動支援

されています。

TT- /-			
取組		ち向'	
100			100
一人儿里	$\mathbf{L} \vee \mathbf{J} \mathcal{J}$	والما الرح	

吹田市社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的に組織された団体であり、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に、本市の地域福祉活動推進の要となって様々な活動を展開しています。また、本市における包括的な支援体制

一方で、依然低い状況にある同協議会とコミュニティソーシャルワーカー (CSW) の市民認知度の向上、また、複雑化する市民ニーズに適切に対応していくため、地域団体、事業者や行政とのさらなる連携強化が必要です。

の構築においても、重要な役割を担う団体として期待

このため、各種の媒体やイベントの活用等により、同協議会の役割や地域福祉活動に関する市民への周知・啓発の取組を推進します。また、会議等の様々な機会を通じて市職員とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が情報交換を行い、互いの役割や業務に対する理解を深めながら、地域団体や行政との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきます。

関連する主な事業

- ●地域福祉活動推進事業
- ●高齢者生きがい対策事業

- ■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照)
 - 民生委員・児童委員の人数
 - ・単位高齢クラブ数
 - コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の認知度

施策の方向2

交流の場、活動拠点の整備

l みんなの居場所づくり

取組の方向性

支援を必要とす。これないなな出口と

認知症高齢者や生活困窮世帯など、支援を必要とする人を適切な福祉サービスにつなげるには、支える人と支えられる人が普段から顔の見える関係でつながっていることが大切です。

誰もが気軽に立ち寄れる「まちの縁側」や子供支援の一環である「子ども食堂」などの事例を広く紹介するなど、地域住民が主体となって、これらの『居場所づくり』に取り組むことができるよう支援します。

また、様々な世代の市民が気軽に利用することで世代間交流の場となる「ふれあい交流サロン」、子供が安心・安全に過ごせる場や体験活動の機会となる「太陽の広場・地域の学校」などの取組についても、引き続き、地域の協力を得ながら着実に進めていきます。

●ふれあい交流サロン補助事業

関連する主な事業

●こどもプラザ事業

など

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性

関連する主な事業

地域活動が活発に展開されるためには、活動の場の 充実が必要ですが、参加者の増加などにより、地域に よっては従来の活動拠点ではスペースが手狭になって いるなどの課題があります。

公共施設においては、改修や建替え等の機会をとらえて、必要とされる機能と場所の確保を検討し、より 利用しやすい環境づくりに努めます。

また、条例により一定規模以上の共同住宅開発時に は集会施設の設置を義務付けるなど、地域活動の場が 適正に整備されるよう努めます。

この他にも、吹田市社会福祉協議会の施設連絡会が 実施する地域への施設開放など、民間主体の取組が有 効に活用されるよう周知等に取り組みます。 ●総合福祉会館管理事業

- ■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照)
 - ふれあい交流サロン設置数
 - •こどもプラザ事業実施回数
 - 貸館の延べ使用件数

I 福祉や子供・子育でに関する制度の充実

取組の方向性

地域には、経済的な困窮や障がいなどにより、何ら かの福祉サービスを必要としていたり、子育ての不安 があるなど、様々な暮らしの課題を抱える人がいます。

地域での暮らしの課題の軽減・解決を図るため、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画などに基づき、各分野で制度的な対応に着実に取り組むとともに、サービス提供体制の整備を進めるなど、行政の責務として、福祉や子供・子育てに関する施策の充実を図ります。

関連する主な事業

- ●生活困窮者自立支援事業
- ●高齢者福祉施設補助事業
- 包括的支援・社会保障充実事業
- ●障害者生活支援事業
- ●自立支援給付事業
- ●妊娠・出産包括支援事業
- ●母子健診事業
- ●子ども医療費助成事業
- ●ひとり親家庭医療費助成事業
- ●のびのび子育てプラザ子育 て支援事業

など

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性

本市では、市民の健康寿命や平均寿命は国や府を既に上回っていることから、これらを延ばすだけでなく、すべての市民の生活の質(QOL)の向上を目指すことが課題となっています。

このため、健康すいた2Iや健康寿命延伸にかかる庁内基本方針に基づき、健診などの保健サービスの充実や安心して医療が受けられるための地域医療体制の充実など、保健・医療サービスの充実を図るとともに、日々のくらしの中で、市民が意識しなくても健康づくりに取り組める仕掛けや、まちぐるみで自然と健康になれる環境づくりを進めます。本市の特色でもある健都に集積する資源を最大限活用し、産学官民の共創により、健都を含む市全体で健康・医療のまちづくりを加速させます。

関連する主な事業

- ●介護予防事業
- ●高齢者フレイル等予防推進事業
- ●保健推進事業
- ●健康診査事業
- ●特定健康診査等事業
- ●検診事業
- ●精神保健事業

3 青少年の健全育成

取組の方向性	関連する主な事業
近年、いじめやひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっている中、青少年の健やかな成長を支える環境づくりが重要です。 青少年に関わる団体の協力を得ながら社会性や自立性を育むための地域での様々な活動や体験の機会の提供、また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、様々な課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図るなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めます。	●青少年育成事業●青少年指導事業など

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

中間の名うのでする工作が元の形成	
取組の方向性	関連する主な事業
不自由を抱えることがないよう、様々なバリアの解消に向けた取組がますます重要となっています。また、地域活動の重要な場である公民館や市民センターなどの身近な公共施設は、老朽化に伴って、更新などにか	●資産経営事業●住宅政策事業●公共交通施設等対策事業●広報事業

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性	関連する主な事業
働く意欲がありながら様々な課題により就労が困難となっている人への支援や、介護・保育など特定分野の恒常的な人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、生活の中で地域活動やボランティア活動が可能となるよう、だれもが働きやすい環境をつくる必要があります。	●地域就労支援事業など
J O B ナビすいたの活用や関係機関との連携により、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。また、労働時間の短縮や休暇の取得推進について広く啓発を行います。	

■評価指標(具体的な指標値は「別冊資料」40ページ参照)

- ・地域密着型サービスの整備箇所数
 - □ 小規模多機能型居宅介護
 - □ 看護小規模多機能型居宅介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - □ 認知症高齢者グループホーム
 - □小規模特別養護老人ホーム
- ・ 障がい福祉サービスの利用者数等
 - □ ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数 (月平均)
 - □ グループホームの利用者数(月平均)
 - □ 移動支援事業の利用者数(月平均)
 - □就労継続支援B型事業所における工賃平均月額
- 留守家庭児童育成室入室児童数
- 生活習慣改善するつもりはない人の割合
- 各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置した時間数
- 移動経路のバリアフリー化率 (整備済延長/全延長×100)
- JOBナビすいたの利用者数
- •「障がい者就職応援フェアInすいた」への参加者数